

議案第 31 号

米原市工場等誘致条例の一部を改正する条例について

米原市工場等誘致条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 22 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

本市における企業の立地を促進させ、地域経済の活性化および市民生活の向上を図るため、奨励措置の対象業種の範囲を拡大し、要件を緩和するとともに、設備投資等に対する支援を加え奨励措置を 5 年間延長するため、この案を提出するものである。

米原市工場等誘致条例の一部を改正する条例

米原市工場等誘致条例（平成19年米原市条例第36号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

米原市企業立地促進条例

第1条中「工場等」を「事業所等」に、「工場等を誘致し」を「企業の立地を促進し」に改める。

第2条第2号中「工場等」を「事業所等」に、「日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に基づく」を「統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の分類表に掲げる」に、「および卸売業」を「卸売業および宿泊業」に、「および当該事業のための」を「または」に改め、同条第3号および第4号中「工場等」を「事業所等」に改め、同条第5号中「定めがない者」を「定めのない労働者」に改める。

第3条中「工場等」を「事業所等」に改める。

第4条第1項中「、企業が行う工場等の新增設を市内へ誘致しようとする場合において」を削り、「工場等」を「事業所等」に改め、同項第1号中「工場等」を「事業所等」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「工場等」を「事業所等」に改め、「事業の用に供した日」の次に「（以下「事業開始日」という。）」を加え、「雇用者の数が10人（増設の場合にあっては5人）以上」を「常用雇用者の数が5人以上」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「工場等」を「事業所等」に改め、「公害防止」の次に「および環境保全に関する」を加え、同号を同項第3号とし、同項第5号を削り、同項第3号の次に次の1号を加える。

（4） 事業所等の新增設に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認済証の交付日から、5年を経過する日までに当該事業所等の営業を開始するもの
第5条を次のように改める。

（奨励金の交付）

第5条 市長は、前条第1項の規定により指定した企業（以下「指定企業」という。）に対し、予算の範囲内において、次の各号に掲げる奨励金を交付することができる。

- （1） 事業所等新增設促進奨励金
- （2） 雇用促進奨励金
- （3） 従業員住居手当奨励金
- （4） 事業所等設備投資促進奨励金

2 奨励金の交付対象となる経費または要件、奨励金の額および交付対象期間は、別表に掲げるとおりとする。

3 奨励金の額の算出において、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第6条第1項中「規則で定めるところにより、当該」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、前条第1項第1号に規定する事業所等新增設促進奨励金は、当該企業が交付対象となる事業所等に係る家屋および償却資産に対して賦課される当該年度の固定資産税および都市計画税（以下「固定資産税等」という。）を完納した日以降でなければ申請を行うことはできない。

第6条第2項を削る。

第8条中「第6条第1項」を「第6条」に改め、第5号を次のように改める。

(5) 市税等を滞納したとき。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(適用除外)

第9条 米原駅東口周辺立地促進条例（令和6年米原市条例第 号）に規定する奨励金等の交付を受ける指定企業は、この条例の適用を受けることができない。

付則第3項中「平成36年」を「令和11年」に改める。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

区分	対象となる経費または要件	奨励金の額	交付対象期間
事業所等 新增設促 進奨励金	指定企業が新增設した事業所等に係る家屋および償却資産に対して賦課される当該年度の固定資産税等	固定資産税等の納税額に相当する額	新增設した事業所等の事業開始日以降、固定資産税等が賦課されることとなった年度以降3年度とする。
雇用促進 奨励金	指定企業が事業所等を新增設することに伴い、新たに雇用され、第6条に規定する申請時において1年以上継続して雇用され、引き続	20万円（障がい者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第2号から第6号までに規定する障がい者をいう。）にあっては40万円）に、	新增設した事業所等の事業開始日が属する年度の翌年度以降3年度とする。

	き3月以上市内に住所を有する常用雇用者	左欄に掲げる対象者の人数を乗じて得た額。ただし、奨励金の交付は交付対象期間中1人1回限りとし、200人を限度とする。	
従業員住居手当奨励金	指定企業が事業所等を新增設することに伴い、新たに雇用され、第6条に規定する申請時において、市内に住所を有し、他の公的制度による家賃補助を受けていない常用雇用者に指定企業が支払う住居手当	左欄に掲げる住居手当の額の2分の1とし、1人1月当たり1万5千円を限度とする。	新增設した事業所等の事業開始日が属する年度の翌年度以降3年度とする。
事業所等設備投資促進奨励金	指定企業が事業開始日までに取得した建物および償却資産の取得に要した経費	指定企業が事業所等を新增設した建物および償却資産の取得に要した費用に10分の1を乗じた額とし、5,000万円を限度とする。	新增設した事業所等の事業開始日が属する年度とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日までに、改正前の米原市工場等誘致条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の米原市企業立地促進条例の相当規定によりなされたものとみなし、奨励措置については、なお従前の例による。

米原市工場等誘致条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p style="text-align: center;"><u>米原市企業立地促進条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、市内において<u>事業所等</u>を新設または増設するものに対し、必要な奨励措置を講じることにより、<u>企業の立地を促進し</u>、産業の振興および雇用の促進を図り、もって市の経済の活性化および安定した財政基盤の確立ならびに市民生活の安定向上に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） <u>事業所等</u> <u>統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の分類表に掲げる製造業、情報通信業、運輸業、卸売業および宿泊業を行う事業の用に直接供する施設または試験研究の用に供する施設をいう。</u></p> <p>（3） 新設 現に市内に<u>事業所等</u>を有しない企業が、新たに市内に<u>事業所等</u>を設置することまたは市内に<u>事業所等</u>を有する企業が既存の事業と異なる事業の<u>事業所等</u>を市内に設置することをいう。</p> <p>（4） 増設 現に市内に<u>事業所等</u>を有する企業が同一事業の<u>事業所等</u>を市内に設置することまたは既設の<u>事業所等</u>の敷地もしくはこれに隣接して既設の<u>事業所等</u>を拡充することをいう。</p> <p>（5） 常用雇用者 雇用期間の<u>定めのない労働者</u>で次に掲</p>	<p style="text-align: center;"><u>米原市工場等誘致条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、市内において<u>工場等</u>を新設または増設するものに対し、必要な奨励措置を講じることにより、<u>工場等を誘致し</u>、産業の振興および雇用の促進を図り、もって市の経済の活性化および安定した財政基盤の確立ならびに市民生活の安定向上に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） <u>工場等</u> <u>日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に基づく製造業、情報通信業、運輸業および卸売業を行う事業の用に直接供する施設および当該事業のための試験研究の用に供する施設をいう。</u></p> <p>（3） 新設 現に市内に<u>工場等</u>を有しない企業が、新たに市内に<u>工場等</u>を設置することまたは市内に<u>工場等</u>を有する企業が既存の事業と異なる事業の<u>工場等</u>を市内に設置することをいう。</p> <p>（4） 増設 現に市内に<u>工場等</u>を有する企業が同一事業の<u>工場等</u>を市内に設置することまたは既設の<u>工場等</u>の敷地もしくはこれに隣接して既設の<u>工場等</u>を拡充することをいう。</p> <p>（5） 常用雇用者 雇用期間の<u>定めがない者</u>で次に掲げる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 題名の変更 ・ 多様化する企業ニーズに対応し、企業誘致の促進を図り、すでに市内で操業している企業も利用しやすい奨励制度に改めることに伴う改正 ・ 用語の変更、文言整理、奨励措置を受けることができる対象業種に宿泊業を追加することに伴う改正 ・ 文言整理 ・ 文言整理 ・ 文言整理

<p>げる要件のいずれにも該当するものをいう。 ア～ウ 略 (企業への支援)</p> <p>第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、<u>事業所等</u>の新設または増設(以下「<u>新增設</u>」という。)を行う企業に対し、次に掲げる支援をすることができる。</p> <p>(1) <u>事業所等</u>および従業員住宅の用地の取得に対する協力</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>事業所等</u>の用地ならびに道路および上下水道等関連施設の整備</p> <p>(4) 略 (企業の指定)</p> <p>第4条 市長は、次に掲げる要件を全て満たし、環境の保全について適切な措置が講じられ、かつ、当該<u>事業所等</u>の新增設が第1条の目的の達成に寄与するものであると認められるときは、当該企業について奨励措置を講ずることのできる企業として指定するものとする。</p> <p>(1) <u>事業所等</u>の新增設に伴い、地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第3号および第4号に規定する固定資産のうち、<u>事業所等</u>の固定資産を取得するために要した費用の総額が5億円(増設の場合にあっては1億円)以上であるもの</p> <p>(2) <u>事業所等</u>の新增設に伴い、新たに当該<u>事業所等</u>を事業の用に供した日(以下「<u>事業開始日</u>」という。)に、</p>	<p>要件のいずれにも該当するものをいう。 ア～ウ 略 (企業への支援)</p> <p>第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、<u>工場等</u>の新設または増設(以下「<u>新增設</u>」という。)を行う企業に対し、次に掲げる支援をすることができる。</p> <p>(1) <u>工場等</u>および従業員住宅の用地の取得に対する協力</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>工場等</u>の用地ならびに道路および上下水道等関連施設の整備</p> <p>(4) 略 (企業の指定)</p> <p>第4条 市長は、<u>企業が行う工場等の新增設を市内へ誘致しようとする場合において</u>、次に掲げる要件を全て満たし、環境の保全について適切な措置が講じられ、かつ、当該<u>工場等</u>の新增設が第1条の目的の達成に寄与するものであると認められるときは、当該企業について奨励措置を講ずることのできる企業として指定するものとする。</p> <p>(1) <u>工場等</u>の新增設に伴い、地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第3号および第4号に規定する固定資産のうち、<u>工場等</u>の固定資産を取得するために要した費用の総額が5億円(増設の場合にあっては1億円)以上であるもの</p> <p>(2) <u>工場等</u>の新增設に伴い、<u>工場等の敷地面積が5,000平方メートル以上かつ建物延べ床面積が2,000平方メートル以上であるもの</u></p> <p>(3) <u>工場等</u>の新增設に伴い、新たに当該<u>工場等</u>を事業の用に供した日に、新たに増加する雇用者の数が10人(増</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文言整理 ・ 文言整理 ・ 文言整理 ・ 面積要件を廃止し、奨励措置範囲を拡大する。 ・ 文言整理 ・ 雇用要件を緩和し、奨励措置範
---	--	---

<p>新たに増加する常用雇用者の数が5人以上であるもの</p> <p><u>(3) 事業所等の新增設に伴い、市との間に公害防止および環境保全に関する協定を締結し、これを遵守するもの</u></p> <p><u>(4) 事業所等の新增設に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認済証の交付日から、5年を経過する日までに当該事業所等の営業を開始するもの</u></p> <p>2・3 略</p> <p><u>(奨励金の交付)</u></p> <p><u>第5条 市長は、前条第1項の規定により指定した企業（以下「指定企業」という。）に対し、予算の範囲内において、次の各号に掲げる奨励金を交付することができる。</u></p> <p><u>(1) 事業所等新增設促進奨励金</u></p> <p><u>(2) 雇用促進奨励金</u></p> <p><u>(3) 従業員住居手当奨励金</u></p> <p><u>(4) 事業所等設備投資促進奨励金</u></p> <p><u>2 奨励金の交付対象となる経費または要件、奨励金の額および交付対象期間は、別表に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>3 奨励金の額の算出において、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(交付申請等)</p>	<p>設の場合にあつては5人以上)以上であるもの</p> <p><u>(4) 工場等の新增設に伴い、市との間に公害防止協定を締結し、これを遵守するもの</u></p> <p><u>(5) 工場等の新增設に伴い、平成36年3月31日までに当該工場等の営業を開始するもの</u></p> <p>2・3 略</p> <p><u>(奨励金の交付)</u></p> <p><u>第5条 市長は、前条第1項の規定により指定した企業（以下「指定企業」という。）に対して、当該指定に係る工場等の事業の用に供した日以降、当該工場等および事業の用に供する土地に対して初めて固定資産税が課税されることとなった年度以降3年度間に限り、当該工場等および事業の用に供する土地に対し課される固定資産税および都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の額の範囲内で工場等設置促進奨励金を交付することができる。</u></p> <p><u>2 市長は、指定企業に対して、当該指定に係る工場等を事業の用に供した日以降3年度間に限り、当該工場等を事業の用に供したことに伴い新たに増加する常用雇用者で、1年以上継続して雇用されている者のうち、次条第1項に規定する申請時において市内に3月以上住所を有する者の数に、規則で定める額を乗じて得た額の範囲内で、雇用促進奨励金を交付することができる。</u></p> <p><u>3 市長は、第1項に規定する工場等設置促進奨励金および前項に規定する雇用促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付する場合において、市長が定めるところにより、分割して交付することができる。</u></p> <p>(交付申請等)</p>	<p>囲を拡大する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文言整理、環境に配慮した企業立地を推進するための改正 ・奨励措置の期間内に指定を受けた企業について、奨励措置期間後においても奨励金の交付対象とする規定の改正 ・奨励金の種類を規定する。 ・奨励金の交付対象となる経費等を別表に規定する。 ・奨励金の額を算出する規定の追加
--	---	--

<p>第6条 指定企業は、奨励金の交付を受けようとするときは、年度ごとに市長に申請し、交付の決定を受けなければならない。<u>ただし、前条第1項第1号に規定する事業所等</u> <u>新增設促進奨励金は、当該企業が交付対象となる事業所等に</u> <u>係る家屋および償却資産に対して賦課される当該年度の</u> <u>固定資産税および都市計画税（以下「固定資産税等」とい</u> <u>う。）を完納した日以降でなければ申請を行うことはでき</u> <u>ない。</u></p> <p>（指定の取消し等）</p> <p>第8条 市長は、指定企業が次の各号のいずれかに該当する場合には、指定を取り消し、<u>第6条の規定による奨励金の</u> <u>交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、または既に交</u> <u>付した奨励金の全部もしくは一部を返還させることができ</u> <u>る。</u></p> <p>（1）～（4） 略</p> <p><u>（5） 市税等を滞納したとき。</u></p> <p>（6） 略</p> <p><u>（適用除外）</u></p> <p>第9条 <u>米原駅東口周辺立地促進条例（令和6年米原市条例</u> <u>第 号）に規定する奨励金等の交付を受ける指定企業は、</u> <u>この条例の適用を受けることができない。</u></p> <p>（委任）</p> <p>第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定め る。</p> <p>付 則</p> <p>1・2 略</p> <p>（有効期間）</p> <p>3 この条例は、<u>令和11年3月31日限り、その効力を失う。</u></p>	<p>第6条 指定企業は、奨励金の交付を受けようとするときは、<u>規則で定めるところにより、当該年度ごとに市長に申</u> <u>請し、交付の決定を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 奨励金は、指定企業が当該年度の固定資産税等を完納し</u> <u>た日以降でなければ交付することができないものとする。</u></p> <p>（指定の取消し等）</p> <p>第8条 市長は、指定企業が次の各号のいずれかに該当する場合には、指定を取り消し、<u>第6条第1項の規定による奨</u> <u>励金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、または</u> <u>既に交付した奨励金の全部もしくは一部を返還させること</u> <u>ができる。</u></p> <p>（1）～（4） 略</p> <p><u>（5） 賦課された市税の未納があるとき。</u></p> <p>（6） 略</p> <p>（委任）</p> <p>第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定め る。</p> <p>付 則</p> <p>1・2 略</p> <p>（有効期間）</p> <p>3 この条例は、<u>平成36年3月31日限り、その効力を失う。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文言整理 ・ 奨励措置区分の追加に伴い、奨励金を交付することができる区分の見直しによる改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 文言整理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 税以外に滞納があった場合についても、指定を取り消し等することができるための改正 ・ 米原駅東口周辺立地促進条例による奨励措置に、この条例と同等の奨励措置があることから、多重交付としないための規定の追加 ・ 条の繰下げ
--	--	--

ただし、同日までに指定を受けている事業者に対しては、同条例は、同日後も、なおその効力を有する。

4 略

別表（第5条関係）

区分	対象となる経費または要件	奨励金の額	交付対象期間
事業所等新增設促進奨励金	指定企業が新增設した事業所等に係る家屋および償却資産に対して賦課される当該年度の固定資産税等	固定資産税等の納税額に相当する額	新增設した事業所等の事業開始日以降、固定資産税等が賦課されることとなった年度以降3年度とする。
雇用促進奨励金	指定企業が事業所等を新增設することに伴い、新たに雇用され、第6条に規定する申請時において1年以上継続して雇用され、引き続き3月以上市内に住所を有する常用雇用者	20万円（障がい者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第2号から第6号までに規定する障がい者をいう。）にあっては40万円）に、左欄に掲げる対象	新增設した事業所等の事業開始日が属する年度の翌年度以降3年度とする。

ただし、同日までに指定を受けている事業者に対しては、同条例は、同日後も、なおその効力を有する。

4 略

・有効期間を延長するための改正

・第5条第1項各号に掲げる奨励金の、対象となる経費または要件、奨励金の額および交付対象期間に関する規定の追加

		<p>者の人数を乗じて得た額。 ただし、奨励金の交付は交付対象期間中1人1回限りとし、200人を限度とする。</p>			
従業員住居手当奨励金	<p>指定企業が事業所等を新増設することに伴い、新たに雇用され、第6条に規定する申請時において、市内に住所を有し、他の公的制度による家賃補助を受けていない常用雇用に指定企業が支払う住居手当</p>	<p>左欄に掲げる住居手当の額の2分の1とし、1人1月当たり1万5千円を限度とする。</p>	<p>新増設した事業所等の事業開始日が属する年度の翌年度以降3年度とする。</p>		
事業所等設備投資促進奨励	<p>指定企業が事業開始日までに取得した建物および償却</p>	<p>指定企業が事業所等を新増設した建物および償却資産</p>	<p>新増設した事業所等の事業開始日が属する年度とす</p>		

金	資産の取得に 要した費用い う。)に要す る経費	の取得に要し た費用に10分 の1を乗じた 額とし、 5,000万円を 限度とする。	る。		
---	-----------------------------------	---	----	--	--